⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む。）を義務付ける試行工事である。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。

なお、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価等を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）にて行うものとする。

⒀　本工事は、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長及び技術調査課長通知）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む。）を行うこととする。また、支払条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⒁　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンド対象工事である。

⒂　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⒃　本工事は、参考見積書を競争参加資格資料と併せて提出する適用工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事Ａ等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　特定ＪＶの代表者は、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③、④の工事を元請として完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

特定ＪＶの代表者以外の構成員は、平成10年度以降に、次に掲げる①、⑤の工事を元請として完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員の１社以上が、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③、④の工事を元請として完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

単体有資格業者は、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③、④の工事を元請として完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄軌道（モノレール及び新交通は除く。）であること。

②　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること（ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。）。

③　最大支間長が25m以上であること。

④　架設工法が、トラッククレーン工法（クローラクレーン含む。）、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む。）以外の工法であること。

⑤　橋梁形式が鋼橋であること。

なお、上記①、②、③、④及び①、⑤は同一工事であること。

⑸　特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員、経常ＪＶの構成員及び単体有資格業者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㋐　特定ＪＶの代表者は、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③、④に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員は、平成10年度以降に、上記⑷①、⑤に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋒　経常ＪＶにあっては構成員の１社以上が、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③、④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋓　単体有資格業者は、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③、④に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋔　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係除く。）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む。）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む。）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照。）。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑽　総合評価方式に係る技術提案　企業の高度な技術力（ＶＥ提案）に関する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。